

岩手県告示第176号

令和5年2月20日付け官報第921号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第280号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

（1） 指定施業要件を変更した森林の所在場所 和賀郡西和賀町杉名畑45地割233の13、233の14、233の16、233の18、233の21、233の22

（2） 所在が不分明である通知の相手方 峠山牧場株式会社

2 通知の内容を掲示した場所 西和賀町役場